

令和6年第4回住田町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第3号)

令和6年6月7日(金) 午前10時開議

- 日程第 1 報告第1号
令和5年度繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 2 報告第2号
令和5年度事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第 3 承認第1号
令和5年度住田町一般会計補正予算(第7号)の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 4 承認第2号
住田町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 5 承認第3号
住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 6 承認第4号
過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 7 議案第1号
住田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第 8 議案第2号
令和6年度住田町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第3号
令和6年度住田町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第4号
令和6年度住田町簡易水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第5号
監査委員の選任に関し同意を求めることについて

日程第 1 2 請願審査報告

請願第 1 号

現行の健康保険証を残すことを求める請願

日程第 1 3 発委第 1 号

当面の間現行の健康保険証を存続することを求める意見書

日程第 1 4 発議第 1 号

地方自治法改正法案に係る「国の補充的な指示」の慎重審議を求める意見書

日程第 1 5 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席委員（12名）

1 番	金 野 千 津 君	2 番	荻 原 勝 君
3 番	佐々木 初 雄 君	4 番	佐々木 信 一 君
5 番	瀧 本 正 徳 君	6 番	村 上 薫 君
7 番	阿 部 祐 一 君	8 番	林 崎 幸 正 君
9 番	菊 池 孝 君	10 番	高 橋 靖 君
11 番	水 野 正 勝 君	12 番	佐々木 春 一 君

欠席委員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 神 田 謙 一 君 教 育 長 松 高 正 俊 君

副 町 長 小 向 正 悟 君 総 務 課 長
兼 選 挙 管 理 横 澤 広 幸 君
委 員 会 書 記 長

住民税務課長兼
会 計 管 理 者 鈴 木 絹 子 君 企 画 財 政 課 長 高 萩 政 之 君

保健福祉課長
兼 地 域 包 括 支 千 葉 英 彦 君 建 設 課 長 佐 々 木 淳 一 君
援 セ ン タ ー 長

農政商工課長兼
農業委員会
事務局長
教育次長

菊田賢一君
多田裕一君

林政課長

佐々木 暁文君

事務局職員出席者

議会事務局長

菅野 享一

係長

高橋 京美

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（佐々木春一君） ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（佐々木春一君） これから諸般の報告をします。

職員に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

◎日程第1 報告第1号

○議長（佐々木春一君） 日程第1、報告第1号 令和5年度繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告の朗読を省略して、報告の内容について説明を求めます。

企画財政課長、高萩政之君。

○企画財政課長（高萩政之君） 報告第1号 令和5年度繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製いたしましたので御報告いたします。

一般会計、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費は、戸籍総合システム改修事業に関わるもので、繰越額は355万3,000円。財源内訳は全額未収入特定財源の国県支出金であります。

同じく2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費は、住民情報システム改修事業に関わるもので、繰越額は364万4,000円。財源内訳は未収入特定財源の国県支出金が364万3,000円、一般財源が1,000円であります。

3款民生費、1項社会福祉費は、個人住民税均等割のみ課税世帯給付金事業に関わるもの

で、繰越額は882万8,000円、財源内訳は全額未収入特定財源の国県支出金であります。

同じく3款民生費、2項児童福祉費は、個人住民税非課税世帯等子ども加算給付金事業に関わるもので、繰越額は155万9,000円。財源内訳は、全額未収入特定財源の国県支出金であります。

4款衛生費、1項保健衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業に関わるもので、繰越額は9万3,000円。財源内訳は全額既収入特定財源であります。

同じく4款衛生費、1項保健衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に関わるもので、繰越額は6,000円。財源内訳は全額既収入特定財源であります。

8款土木費、1項道路橋りょう費は、道路等改良事業に関わるもので、繰越額は3,249万5,000円。財源内訳は既収入特定財源が2万円、未収入特定財源の地方債が3,240万円、一般財源が7万5,000円であります。

以上で報告を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 質問いたします。8款の土木費のですね、道路橋りょう費の改良事業につきまして、翌年度繰越しということで3,200万ほどになっておりますが、これほどこの箇所では繰越しの理由というのはどういうことなのか、お尋ねをいたします。

○議長（佐々木春一君） 建設課長、佐々木淳一君。

○建設課長（佐々木淳一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

この繰越額につきましては、昭和橋の架替事業の負担金の部分に伴うものでございます。県の発注工事事業の一部が工期延長により、令和6年度に繰越しとなったことから、それに付随する費用負担分も繰越しとなったものでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 今回は昭和橋に関わって県工事との関連ということで繰越しになったということですが、一般質問の中でもありましたが、建設業者の倒産・廃業ということで、なかなか工事の年間を通しての平準化ができていない、できかねるという部分があります。そこで繰越明許費ということでこういうふうになることもあるんだと思いますが、例えば一

つの方策として、逆に事前に多めに予算を組んでですね、繰越明許費として次年度につなぐと、そういうふうなことも考えられると思いますが、この繰越明許費についての、例えば私の考えなんかはいかががそちらのほうで捉えるのでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高萩政之君） ただいまの御質問は年間を通しての工事発注の平準化という趣旨の御質問だというふうに捉えさせていただきました。そのための方策といたしましては、繰越明許費というよりは、債務負担行為ですね、前年度の予算で債務負担行為を議決をいただいて、前年度に入札執行し、そして4月1日早い時期から契約に効力を生じさせて工事を進めるといったような方法が考えられるかと思います。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 私もそのことも考えておりました。いずれ繰越明許費はあくまでもちょっと何かの要因で繰り越すということでもありますので、今、企画財政課長が言うようにですね、債務負担行為という形の中で、工事の平準化をぜひ今後図っていただきたいと思えます。希望いたします。

○議長（佐々木春一君） これで質疑を終わります。

これで、報告第1号 令和5年度繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◎日程第2 報告第2号

○議長（佐々木春一君） 日程第2、報告第2号 令和5年度事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告の朗読を省略して、報告の内容について説明を求めます。

企画財政課長、高萩政之君。

○企画財政課長（高萩政之君） 報告第2号 令和5年度事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり調製いたしましたので御報告いたします。

一般会計、2款総務費、1項総務管理費は、公用車購入に関わるもので、繰越額は185万2,000円。財源内訳は全額一般財源であります。

以上で報告を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第2号 令和5年度事故繰越し繰越計算書の報告についてを終わります。

◎日程第3 承認第1号

○議長（佐々木春一君） 日程第3、承認第1号 令和5年度住田町一般会計補正予算（第7号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高萩政之君。

○企画財政課長（高萩政之君） 承認第1号 令和5年度住田町一般会計補正予算（第7号）の専決処分に関し承認を求めることについて御説明いたします。

今回専決処分した補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5,534万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億2,238万4,000円としたものであります。

初めに、補正後の歳入歳出予算を第1表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2ページをお開き願います。なお、詳細は11ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の2.歳入を御覧ください。

1款町税、2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款法人事業税交付金、7款地方消費税交付金、8款環境性能割交付金、10款地方交付税、11款交通安全対策特別交付金の増額または減額については、それぞれ額の確定によるものであります。

14款国庫支出金443万7,000円の減は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金512万1,000円の減が主なものであります。

15款県支出金287万4,000円の減は、移住支援事業費補助金153万円の減が主なものであります。

16 款財産収入 384 万 5,000 円の減は、町有林立木売払い代金 550 万 8,000 円の減が主なものであります。

17 款寄附金 6,564 万 1,000 円の増は、指定寄附金の増によるものであります。

18 款繰入金 346 万 3,000 円の減は、住田町まちづくり応援基金繰入金 3,365 万 3,000 円の減が主なものであります。

20 款諸収入 479 万 8,000 円の増は、岩手県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金返還金 141 万 1,000 円の増が主なものであります。

21 款町債 2,190 万円の減は、橋りょう補修 1,080 万円の減が主なものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

5 ページをお開き願います。なお、詳細は 17 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の 3. 歳出を御覧ください。

2 款総務費 5,186 万 4,000 円の増は、地域情報通信基盤施設整備基金積立金 9,780 万円の計上が主なものであります。

3 款民生費 1,704 万 4,000 円の減は、重度心身障害者医療扶助費 311 万円の減が主なものであります。

4 款衛生費 723 万 3,000 円の減は、予防接種委託料の減が主なものであります。

6 款農林業費 925 万 2,000 円の増は、森林環境譲与税基金積立金 1,760 万円の計上が主なものであります。

7 款商工費 934 万 5,000 円の減は、住田チケット 2023 + 1 発行等業務委託料の減が主なものであります。

8 款土木費 2,251 万 2,000 円の減は、橋りょう補修工事費の減が主なものであります。

9 款消防費 1,177 万 5,000 円の減は、消防団員報酬 950 万 5,000 円の減が主なものであります。

10 款教育費 567 万 3,000 円の減は、電気料計 399 万 4,000 円の減が主なものであります。

13 款諸支出金 1 億 6,781 万 1,000 円の増は、減債基金積立金 1 億 4,618 万円の増が主なものであります。

次に、地方債の補正を第 2 表により御説明いたします。

7ページをお開き願います。

今回の補正は変更であります。

滝観洞観光センター整備事業は20万円減額し、1億2,800万円に、町道改良等事業は190万円減額し、2億330万円に、橋りょう補修事業は1,080万円減額し、1,130万円に。スクールバス整備事業は100万円減額し、810万円に、世田米中学校体育館改修事業は510万円減額し、1,010万円に。過疎地域持続的発展事業は250万円減額し、5,410万円に。緊急自然災害防止対策事業は、40万円減額し、1,270万円にしたもので、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じであります。

以上、令和5年度住田町一般会計補正予算（第7号）は緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、令和6年3月29日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 17ページの歳出2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、18節の負担補助金及び交付金に関わってお尋ねいたします。

住民活動支援交付金、これが既定額では3,380万6,000円。使われたのが15万2,000円ということで、3,365万4,000円が減額の補正ということになったわけですが、まずほとんど使われていなかったわけですが、その使われなかった理由は何なのか、お尋ねをいたします。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高萩政之君） 住民活動支援交付金の減額の理由ですが、1団体交付申請を受けまして、交付に向けた確認作業を行っていたんですが、その中でその交付金の支出の適正性の観点から、一部疑義が生じたため年度内に交付するまでに調整が至りませんでした。ですので、今回その1団体分の交付金の分を減額させていただきまして、別途上程させていただいております令和6年度の一般会計のほうに予算補正でもって、予算を6年度のほうに繰り越すような形で予算替えをしたところでございます。なお支出の実績といたしましては2団体に対して15万2,000円ほどの支出の実績がございます。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 1団体部分のいろいろ疑義が生じて繰越しになったということですが、そうすると3団体だったということだと思んですが、それぞれの団体の行おうとしたその事業の内容を教えてくださいと思います。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高萩政之君） 活動内容の詳細については現在資料を持ち合わせてございませんが、支出済みの団体につきましては一般社団法人SUMICAさん、それから五葉山火縄銃鉄砲隊伝承会さんの2団体に交付をしております、それぞれの活動に必要な部分ということで交付をしております。残る1団体につきましては、地域人材支援財団さんでございます、こちらも地域の人材育成のために必要な事業ということでの申請がございましたが、その内容について疑義が生じたため、令和5年度内での交付決定に至らなかったというところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 5番、瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） それでは1点確認していきたいと思います。19ページの6款の農林業費の中ですね、森林環境譲与税基金積立金に関わっているんですが、いずれ決算に関わる部分のことなんですが、今月から森林環境税が徴収されるということでこないだニュースになってました。同様にですね、意外と執行率が低いというふうな形の記事もありました。

そういう中で、残してね、何かにどんどん使うことについてはいいんですが、本来の趣旨であれば、早め早めに森林環境を整えるために行われている税金であったわけなんです、譲与税であったはずだということになった段階で、こういうふうな形の積立方式は、果たしてね、税の趣旨に合うのかという部分があるんですが、当面今の段階です、基金の具合、それから今からこういうふうにする予定だということと併せてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（佐々木春一君） 林政課長、佐々木暁文君。

○林政課長（佐々木暁文君） 森林環境譲与税の関係でございます。

令和5年度につきましては、本町に4,000万円ほどの譲与税交付がなされたところでございます。そういった中で事業充當につきましては2,200万ほどということで基金積立て1,760万というような形になったところでございます。当然瀧本議員おっしゃるとおりですね、そういった譲与税の趣旨からしてですね、積極的に譲与税活用すべきという部

分もございますけども、R5年度につきましては、企業版ふるさと納税の関係で若干森林整備の関係に別枠で御支援をいただいた部分もございまして、先にそちらの部分へのふるさと納税でいただいた部分の原資をですね、事業充当したという部分もございます。そういったところで譲与税の部分が若干基金積立という形になったところもございます。ただし何も目的もなく基金造成という形にもなりませんので、そのあたり精査した結果としてR6年度に予定されておりますペレットボイラーの更新の部分に対しましてですね、繰り越した基金に積み立てたものにつきましては、充当してまいりたいというふうに考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） 状況については分かりました。ただぜひとも生かしてほしい分だと私は思ってます。一般質問でもやりましたが、いずれ住田町は、山はほかに負けないぐらいいっぱいあるわけがございますんで、そういう中では、こういう税の趣旨を生かしたような形の執行をお願いしたいというふうに思ってますけども、こういうふうな使い方等についての審議の場ってというのはどっかにあるんでしょうかね、ほかに。

○議長（佐々木春一君） 林政課長。

○林政課長（佐々木暁文君） 内部の中で検討して執行してまいるということで、特段外部の方々の意見を聴取する機会というのは設けてないところがございます。ただし使途の状況等々につきましては、ホームページ等々を通じて公開をさせていただいているというところがございます。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） できればですね、いろんな会合が外部の方々含めであると思うんです。そういう中でそのとおりやりますじゃなくて、広く意見を取るような体制にあってほしいという要望になりますから、あったほうがいいのではないのでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 林政課長。

○林政課長（佐々木暁文君） 譲与税の活用の関係改めて何か組織を立ち上げるという部分ではなくてですね、林政課の部分で林業振興協議会なるものも所管してございますので、そういった部分で参集いただいた際にはですね、そのあたりの活用策につきましては御相談申し上げてまいりたいというふうに考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 7番、阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 1点伺います。20ページ、9款消防費、1項報酬ですね、1節消防団員報酬が執行された分が1,265万ですか、これ予算から見ますと約6割に満たないのかなというような状況なんですけど、どういう状況でこういう状況になったのかお伺いいたします。

○議長（佐々木春一君） 総務課長、横澤広幸君。

○総務課長（横澤広幸君） 消防団の報酬につきましては、令和5年度から消防団の出動に際して手当として支出しており、従来は、旅費の費用弁償から支出していたわけですが、それを報酬としたところでございます。従来は旅費の減額という形で補正をしておったものですが、今回は報酬の減というふうな対応としておりました。ただ大幅な減ということにつきましては、5年度はですね、火災や例えば災害等による出動がですね、大幅に少なかったということによったことでこのような形の減となったものであります。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 大きな火災等が少なかったということでそういう手当が減ったということではよかったのかと思いますが、昨年度も大幅な団員減少等のお話でしたが、6年度に向けた新入団員の状況とかそういう状況はどうなっているのでしょうか、伺います。

○議長（佐々木春一君） 総務課長。

○総務課長（横澤広幸君） 団員につきましては、令和6年の4月1日現在ですが、299名ということになってございまして、基本団員に機能別団員を足してございます。昨年度と比較しますと微減という形になってございまして、相変わらず団員の不足が生じている状況でございますので、今後確保策につきましていろいろ試行していきたいというふうを考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 2番、荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 15ページ、20款諸収入、5項雑入、5目の雑入の中の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業受託金について伺います。

これはフレイル予防などをして健康寿命を延伸する比較的新しい取組だというふうに理解しておりますが、具体的にはどのようなことをして、どのような成果を得られたのでしょうか

か、伺いたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） ただいま御質問の事業の内容でございますけども、主に高齢者の方々の一つはポピュレーションアプローチというところで、2地区で事業を実施して、フレイル予防等の予防について行ったというところがございます。

あともう一点については、個別にハイリスクの方たちへのアプローチというところで、糖尿病性腎症の重症化予防を行ってきているところがございます。個別に訪問して、3回訪問したわけですが、その中で、状態の変化を確認しつつ、医療が必要な方については医療につなぐというような形でありますし、またそのまま状況確認しつつ、今後継続的にまた関わり合いを持っていくというような状況で事業を進めているものです。

以上です。

○議長（佐々木春一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号 令和5年度住田町一般会計補正予算（第7号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

承認第1号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、承認第1号 令和5年度住田町一般会計補正予算（第7号）の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 承認第2号

○議長（佐々木春一君） 日程第4、承認第2号 住田町税条例の一部を改正する条例の専決

処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

住民税務課長、鈴木絹子さん。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 承認第2号 住田町税条例の一部を改正する条例の専決処分
に関し承認を求めることについて説明いたします。

今回の改正は、地方税法等が改正されたことに伴い、町民税等の減免の職権規定の追加、
町民税の定額減税の実施等、その他所要の改正を専決処分によりしたものです。

それでは対照表により説明いたします。

1 ページをお開きください。

第51条、第71条及び第139条の3の改正は、町民税、固定資産税及び特別土地保有
税等の減免について減免する必要があると町長が認める場合は、職権による減免を可能とす
る規定を追加したものです。

2 ページをお開きください。

附則第7条の5の改正は、令和6年度の個人住民税の定額減税は、前年の合計所得が1,
085万円以下である所得割の納税義務者に係る所得割から控除されること等の規定を追加
したものです。

2 ページから4 ページ、附則第7条の6の改正は、令和6年度の個人住民税の普通徴収は、
定額減税を定額減税前の年税額を基に算出した第1期分の税額から控除し、第1期分から控
除し切れない場合は第2期以降から順次控除し徴収する等、納税通知の特例の規定を追加し
たものです。

4 ページから8 ページ、附則第7条の7の改正は、令和6年度の公的年金等に係る特別徴
収の定額減税は、10月の特別徴収税額から順次控除することなどの特例の規定を追加した
ものです。

8 ページ、附則第7条の8の改正は、令和7年度分の個人住民税に限り、控除対象配偶者
以外の同一生計配偶者を有する者に限り、所得割の額から1万円を控除する定額減税の特例
の規定を追加したものです。

附則第8条の改正は、肉用牛の売却による事業所得を特別減税の算定に用いる所得割の額
について、適用後のものになるよう読替規定を追加したものです。

9 ページ、附則第10条の2、第7項の改正は、再生可能エネルギー発電設備のうち一定
のバイオマス発電設備の課税標準の特例措置の割合の規定を追加したものです。

同条第8項から16項の改正は、条例の項ずれによる改正と法律の改正の反映によるものです。

附則10条の3、第3項の改正は、新築の認定長期優良住宅のうち、区分所有に係る住宅については、申告書の提出がなかった場合においても、管理者等から必要書類が提出され、かつ当該減税措置の要件に該当すると認められるときは減額措置を適用することができる規定を追加したものです。

10ページ、11ページ、同条第4項から第14項の改正は、条例の項ずれと法施行規則の改正の反映によるものです。

11ページから14ページ、附則第11条の2から13条及び第15条の改正は、固定資産税の負担水準を均衡化するため、現行の負担調整措置等を3年間延長したものです。

14ページから17ページ、附則第16条の3から第20条の3の改正は特別減税の対象となる所得額の所得割額について、上場株式等に係る配当所得等、各条に規定する所得分の個人住民税の所得割の額を含めるとした読替規定を追加したものです。

附則です。

第1条は、施行日を令和6年4月1日に規定したものです。

第2条は、経過措置です。

第1項は、この改正条例の固定資産に関するものは令和6年度から適用し、令和5年度分は従前の例によるものと規定したものです。

第2項は、令和6年3月31までに取得した附則第15条第25項に規定する再生可能エネルギー施設の固定資産税については、従前の例によるものと規定したものです。

第3項は、令和6年3月31日までに補助を受けた旧法附則第15条第32項に規定する特定事業所内保育施設の固定資産税については、従前の例にするものと規定したものです。

以上、説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） これで質疑を終わります。

これで質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） これで討論を終わります。

これで討論なしと認めます。

これから承認第2号 住田町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

承認第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、承認第2号 住田町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 承認第3号

○議長（佐々木春一君） 日程第5、承認第3号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

住民税務課長、鈴木絹子さん。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 承認第3号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて説明いたします。

今回の改正は、地方税法施行令等が改正されたことに伴い、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の引上げ及び国民健康保険税の軽減対象の拡大等の改正を専決処分によりしたものです。

1ページをお開きください。

第2条第3項の改正は、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を24万円としたものです。

第23条第1項の改正は、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を24万円としたことによるものです。

同条同項第2項の改正は、5割軽減の対象となる所得の基準の算定となる被保険者1人当たりに乗じる金額を29万5,000円に引き上げ、軽減を拡大したものです。

同じく第3項の改正は、2割軽減の対象となる所得の基準の算定となる被保険者1人当たりに乗じる金額を54万5,000円に引き上げ、軽減を拡大したものです。

2ページをお開きください。

附則です。

第1項は、施行日を令和6年4月1日としたものです。

第2項は、改正後の住田町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和5年度分までについては、従前の例によるとしたものです。

以上、説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

承認第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、承認第3号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 承認第4号

○議長（佐々木春一君） 日程第6、承認第4号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

住民税務課長、鈴木絹子さん。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 承認第4号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて説明いたします。

今回の改正は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が一部改正されたことに伴い、固定資産税の課税免除対象資産の取得期限を3年間延長する改正を専決処分によりしたものです。

それでは対照表により説明いたします。

1ページをお開きください。

第2条の改正は、課税免除対象資産である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地の取得期限を令和9年3月31までに改正したものです。

附則は、施行日を令和6年4月1日としたものです。

以上、説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから承認第4号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

承認第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、承認第4号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第1号

○議長（佐々木春一君） 日程第7、議案第1号 住田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

教育次長、多田裕一君。

○教育次長（多田裕一君） 議案第1号 住田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の提案理由を説明申し上げます。

今回の改正は、住田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例をこれまで厚生労働省令及び内閣府令基準の改正があった都度改正していたものを国の基準のとおり定めるとともに、所要の整備をするため、本条例の全部を改正しようとするものです。

それでは、議案書により説明いたします。

第1条は趣旨を、第2条は基準を、第3条は補則を定めようとするものです。

附則は、この条例は公布の日から施行しようとするものです。なお、本町においては、平成26年度から、これまで当該事業に該当する事例はございません。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 住田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決します。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第1号 住田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第2号

○議長（佐々木春一君） 日程第8、議案第2号 令和6年度住田町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高萩政之君。

○企画財政課長（高萩政之君） 議案第2号 令和6年度住田町一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,603万4,000円を追加、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ52億4,203万4,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算を第1表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2ページをお開き願います。なお詳細は7ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の2.歳入を御覧ください。

14款国庫支出金1,913万8,000円の増は、新型コロナワクチン接種助成金1,451万6,000円の計上が主なものであります。

15款県支出金479万8,000円の増は、地域経営推進費計199万1,000円の計上が主なものであります。

18款繰入金5,025万円の増は、まちづくり応援基金繰入金4,023万2,000円の増が主なものであります。

20款諸収入184万8,000円の増は、デジタル基盤改革支援補助金の増によるものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

3ページをお開き願います。なお、詳細は9ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3.歳出を御覧ください。

2款総務費4,706万9,000円の増は、住民活動支援交付金3,943万5,000円の増が主なものであります。

3款民生費218万8,000円の増は、住民情報システム改修委託料の計上が主なものであります。

4款衛生費1,972万円の増は、新型コロナウイルス予防接種委託料の計上が主なものであります。

6款農林業費111万7,000円の増は、多面的機能支払交付金105万8,000円の増が主なものであります。

10款教育費594万円の増は、会計年度任用職員報酬251万7,000円の増が主なものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 2点質問いたします。

7ページの15款県支出金、2項県補助金の部分の4目の農林業県補助金のところですが、こちらのほうに地域経営推進費ということで二つほど載っております。35万6,000円とそれから163万5,000円ですか。これは昨日の岩手日報でしたか、県の沿岸広域振興局のほうで地域経営推進費の市町村分の配分があったということで、その載せられた金額と全く同じ金額が載っているわけですが、その中でこの35万6,000円のですね、多文化共生事業についてお伺いをいたします。これはどのような形で今後進めていくというお考えなのか、まずお聞きをいたします。

2点目です。9ページの2款1項総務管理費、6目の企画費、12節の委託料、イコウエ

ルすみた活用イベント開催委託料ということではありますが、イコウエルの活用の仕方が町のPRにもなるということで重要なことと考えておりますが、どういうイベントを考えているのか、2点お尋ねいたします。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高萩政之君） まず1点目の多文化共生事業でございますが、歳出予算については当初予算のほうに計上してございまして、今回は歳入の地域経営推進費の歳入の計上のみとなっております。内容につきましては、町内にいらっしゃる外国人の方と地域住民の方との交流を図るためのイベント開催ですとか意見交換会などを予定しております。

進め方といたしましては、業務は民間の団体等に業務委託をいたしまして、その団体さんと一緒になってですね、効果的な進め方を検討しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

それから2点目のイコウエルすみた活用イベント開催委託料についてですけれども、こちらは町が主催する、実際にはプロジェクトマネージャーが企画いたしますイベントを開催して、このイコウエルすみたの認知度、あるいは利用者数をアップさせたいという狙いで開催しようとするものです。

内容については現在検討中でございますが、年3回ほど町主催のイベントを開催したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 多文化共生ということで、町内にも外国人の方々が100名ほどいるわけです。そういう中でこの方々の例えば地域の交流をしながら地域づくりのほうにも関わっていただくとか、そういうことも大事なときになってきているのじゃないかなというふうに思います。

民間に委託ということですが、これはやっぱり1回限りでは駄目だと私は思いますので、やはり毎年開催していくというふうな方法、そうしますとよその自治体のほうでは国際交流協会とか、そういう団体があるわけですが、県内の中でもそういう団体がないのは住田町と二、三ぐらいしかです。ぜひそういうところもですね、立ち上げのところも踏まえながら検討をこれからやっていただければというふうに思います。その辺の検討を、見解をお願いいたします。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高萩政之君） まず町内にお住まいの外国人の方の地域づくりへの関わり、参画という点に関してですけれども、まさにこれから必要になってくる視点なんだろうなというふうに捉えているところでございます。

例えば特産品開発ですとか、住田の新たな魅力の発見ですとか、そういったところに従来住田町に住んでいる方じゃない新たな視点でもってですね、新しい地域づくりの流れにつながっていければいいのかなというふうに考えているところでございます。

それから国際交流協会の設立についてですけれども、理想としてはこういった取組を通しながら住民の皆さんの中からですね、そういった機運が出て、そういった設立に行政としても支援をしていく、一緒になって進めていくというのは一番望ましい形なんだろうというふうに考えておるところで、そういった機運が起こることを期待しているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） この多文化共生の事業に当たっては、もう一つはですね、外国人の方々が災害に遭ったときにですね、なかなか例えば高田のほうで津波があっても津波という言葉すらちょっと理解できないとかあります。町のほうには防災マップがあるわけですが、外国人の方々は多分それを見ても分からないという部分があります。ですから、外国人向けのそういう防災マップといいますかね、そういうものも今後備えていかなければならないと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（佐々木春一君） 総務課長。

○総務課長（横澤広幸君） ただいまの外国人に対しましての防災マップでの周知ということでございますけれども、今現在は令和4年の3月に改定したばかりでございますので、そういったこと、外国人が勤めている会社を通じてですね、そういったことの情報共有とか行いながら、そういったことも視野に入れて進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 4回目。

○6番（村上 薫君） 4回目。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 2項目ありましたので、それぞれ1項目にて3回ずつということでお許しをいただきたいと思っております。

イコウエルすみたのほうのイベントにつきましては、内容的には今後検討ではあるけども、

年3回ほどこれからやっていくと。ぜひこちらのイコウェルすみたにつきましても、住民の交流との中でやっていただけないと、なかなかあそこの位置的には町民の方々、一般の方々が行きづらいところがございます。ぜひそういうところも住民の方々との踏まえながら考えていただければというふうに思います。期待をしております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 2番、荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 今やっておりましたイコウェルすみた活用イベント開催委託料について伺いたいと思います。

イコウェルすみたはプロジェクトマネージャーの企画をするというふうなお話がありましたけれども、もうここ1年ぐらい、協力隊の採用ということが課題になっていると思います。どうなっているのでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高萩政之君） 地域おこし協力隊員の採用につきましては、引き続き募集をしておりますが、なかなか採用には至っていないという現状でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 計画はもう1年以上前からあると思うんですが、これですと採用されないということで、イコウェルすみたのいろいろイベントとかも多くなってきて、運営に支障は生じないのか伺いたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高萩政之君） 現時点では企画財政課の職員がイコウェルに行って勤務をしたりしてですね、プロジェクトマネージャーが不在の場合には運営に支障を来さないような体制で施設を開設しております。本年度から当初の計画に基づいてプロジェクトマネージャーが町外に出向きまして営業をかけるわけですが、どうしても採用に至らない場合にはこれまでと同様、企画財政課の職員で何とか乗り切っていくしかないかなと考えておりますし、場合によっては地域おこし協力隊にこだわらずにですね、採用形態どうなるか分かりませんが、人を確保していくというのも検討材料の一つかなというふうには考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 5番、瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） それじゃお伺いしたいと思います。

9ページの企画費の中の内、負担金補助金交付金の中の内、中間サーバー・プラットフォーム利用負担金等々の金額が要するに当初予算と比べるとですね、倍になってんですよ。その理由についてお伺いしたいと。要するに当初には考えられなかったことが起きているのかということなんです。

それから二つ目については、10ページの衛生費の中の内、予防費、新型コロナウイルス予防接種委託料という国からその経費等については来てるわけなんです、それに関わってほんじゃどのような形でやってくるのかなというあたりについての確認をしたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高萩政之君） 私からは中間サーバー・プラットフォーム利用負担金の件についてお答えをいたします。

実際中間サーバー・プラットフォームにつきましては、特定個人情報をですね、その中間サーバーに全ての自治体の情報を集めて必要な事務にそのサーバーにアクセスをするというものでございます。こちらにつきましては年次的に設備の更新を図っているわけでございますけれども、当初予算編成時に予定していた更新の内容から急遽作業内容が追加されたということで、今回やむなく6月補正の、今回の補正予算に計上させていただいたところでございます。

内容についてはなかなか高度専門的過ぎてですね、この場でちょっと私説明することがちょっと難しいですので、そういった内容で御趣旨を御理解いただければ幸いです。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） ただいま御質問の新型コロナウイルス予防接種委託料についてお答えします。

この新型コロナウイルス予防接種の部分につきましては、令和5年度までは無料で皆さん接種していただいたわけですが、今回予算に計上している方につきましては、65歳以上の方を対象としてワクチン接種の助成をしようとしているところでございます。

実施方法につきましては、今までB類の高齢者のインフルエンザの予防接種であるとか高齢者の肺炎球菌の予防接種について費用を助成しているところですが、同様の方法を取りながら、皆さん予防接種の接種について勧奨していこうとしているものです。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） 1個目については分かりました。いずれ全てコンピュータでね、見えない形で動いてますんで、少なくとも万全を期した形でやっていただきたいということについて了解しました。

二つ目の予防接種の関係で、そうしますと、65歳以上に、あとは肺炎球菌と同じような形で、個々に案内して、好きなようにその場所に行ってやってくださいというふうな形で進めますということによろしいですね。

○議長（佐々木春一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） ただいま瀧本議員がお話したとおりで、個人の方に町のほうから発送いたしますので、あとは医療機関を皆さんで選択していただいて、予防接種を受けていただくという形を取りたいというふうに今考えているところです。

以上です。

○議長（佐々木春一君） これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（佐々木春一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから議案第2号について討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号 令和6年度住田町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第2号 令和6年度住田町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第3号

○議長（佐々木春一君） 日程第9、議案第3号 令和6年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

住民税務課長、鈴木絹子さん。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 議案第3号 令和6年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の予算補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億179万円とするものであります。

補正の内容については、2ページ、第1表、歳入歳出予算補正により御説明いたします。

初めに、歳入について御説明いたします。なお、詳細は5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書2. 歳入を御覧ください。

5款繰入金7万6,000円の増は、他会計繰入金の増によるものです。

次に、歳出について御説明いたします。

詳細は5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3. 歳出を御覧ください。

1款総務費7万6,000円の増は、国民健康保険電算委託料の増によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号 令和6年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第3号 令和6年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第4号

○議長（佐々木春一君） 日程第10、議案第4号 令和6年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐々木淳一君。

○建設課長（佐々木淳一君） 議案第4号 令和6年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

1ページを御覧ください。

第2条の資本的収入及び支出の収入の予定額の補正は、既決予定額に620万円を増額しようとするものであります。

2ページをお開き願います。

第3条の企業債の補正は変更であります。下有住かん水加圧ポンプユニット更新事業を620万円増額し、1,240万円にしようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じであります。

3ページをお開き願います。

補正予算の主な理由を、補正予算実施計画により御説明申し上げます。

資本的収入及び支出の収入の増額補正は、1款1項1目建設改良債を620万円増額する

ものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

3番、佐々木初雄君。

○3番（佐々木初雄君） この事業に賛成するものですが、5ページの令和7年3月31日の
予定貸借対照表あります。これについては先ほどの620万何がしの金額はそれぞれ載って
おりますが、固定資産あるいは減価償却については、当初予算どおりとなっているように見
受けられます。これも含めて予算計上して提案すべきものではないかなと思いますが、いか
がなんでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 建設課長。

○建設課長（佐々木淳一君） 今回の補正につきましては、事業費、歳出のほうの補正ではな
く財源を、当初は過疎債のみを借りるということで、その過疎債の充足率が事業費の2分の
1という規定がありましたので、事業費の2分の1だけ過疎債当初予算で計上しておりました
が、その後県のほうと協議をしまして簡易水道事業債のほうも借りられるということにな
りましたので、その収入のみの補正という形を取らせていただいておりますので、こちらの
今御指摘のところは変更なしということで計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号 令和6年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第1号）を採決しま
す。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第4号 令和6年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時19分

○議長（佐々木春一君） 再開します。

◎日程第11 議案第5号

○議長（佐々木春一君） 日程第11、議案第5号 監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐々木春一君） 提案者の説明を求めます。

町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 議案第5号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて御説明を申し上げます。

提案いたしましたのは監査委員の選任でございます。

現監査委員紺野 仁氏が本年6月27日をもって任期満了となるものでありますが、再度、紺野氏の選任をお願いするものでございます。

紺野氏につきましては、住田町上有住字中塚にお住まいであり、現在67歳であります。岩手県立住田高等学校普通科を卒業後、昭和50年4月に仙台国税局に採用され、平成27年7月に退職されるまでの40年間、大船渡、釜石、花巻、気仙沼などの税務署にお勤めになられました。

監査委員につきましては、平成28年から務めていただいております。現在に至っております。長きにわたる税務署勤務の経験から、会計制度に精通した方で、人格、識見ともに

申し分なく、監査委員として適任でございますので、議員各位の同意を賜りますよう、お願いするものでございます。

以上、提案とさせていただきます。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号 監査委員の選任に関し同意を求めることについてを採決します。

議案第5号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第5号 監査委員の選任に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第12 請願審査報告 請願第1号

○議長（佐々木春一君） 日程第12、請願審査報告 請願第1号 現行の健康保険証を残すことを求める請願を議題とします。

総務教民常任委員長から審査報告が提出されています。

職員に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐々木春一君） 委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、荻原 勝君。

〔総務教民常任委員長 荻原 勝君登壇〕

○総務教民常任委員長（荻原 勝君） 令和6年6月4日第4回住田町議会定例会において、当総務教民常任委員会に付託された請願第1号 現行の健康保険証を残すことを求める請願について、審査の経過と結果を報告します。

この請願については、令和6年6月5日に当委員会を開催し、委員全員出席の下に審査し、採択すべきものと決定したところであります。

請願者は、盛岡市本町通二丁目1番36号、岩手県社会保障推進協議会会長、佐藤嘉夫氏であります。紹介議員は高橋 靖議員であります。

請願の内容は、現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに健康保険証機能を組み込んだいわゆるマイナ保険証の導入が閣議決定されたことに伴い、マイナ保険証による受診の際のトラブルや、マイナンバーカードを持たない方の手続上の問題により、守られるはずの命と健康が脅かされることが懸念されるため、国に対し意見書を提出するよう請願するというものであります。

委員からは、高齢者施設等でカード番号の保管が大変、現状の機器整備や窓口対応は不十分、導入すれば、かえって手間がかかるのでは、全国レベルではひもつけトラブルやエラーが発生している、カード利用率もいまだ1桁台で低い状態にある、健康保険証は重要な本人証明書であるなどの意見が多かったことから、委員会の審査結果を採択にすべきものと決定したものです。

以上、本委員会の審査について御報告申し上げましたが、委員会の意図するところを御理解いただき、各議員の賛同を賜りますようお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号 現行の健康保険証を残すことを求める請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、請願第1号 現行の健康保険証を残すことを求める請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第13 発委第1号

○議長（佐々木春一君） 日程第13、発委第1号 当面の間現行の健康保険証を存続することを求める意見書を議題とします。

職員に発委案を朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（佐々木春一君） 提出者の趣旨説明を求めます。

総務教民常任委員長、荻原 勝君。

[総務教民常任委員長 荻原 勝君登壇]

○総務教民常任委員長（荻原 勝君） 当面の間現行の健康保険証を存続することを求める意見書について、発議案の朗読をもって趣旨説明といたします。

現行の健康保険証の存続を求める意見書。

政府は、現行の健康保険証を2024年12月2日に廃止し、マイナンバーカードに健康保険証機能を組み込んだいわゆる「マイナ保険証」にすることを閣議決定した。

しかし、誤登録や資格無効と表示されるなど、マイナ保険証での受診によるトラブルが続出し、多くの患者・国民の間に不安が広がっている。厚生労働省の発表でも、マイナ保険証の窓口利用率は2024年3月時点で5.47%にとどまっている。

岩手県保険医協会が実施した、健康保険証廃止に伴う高齢者施設等への影響調査（回答数70施設）によると、9割以上の施設で「利用者のマイナンバーカードの管理ができない」と回答している。

厚生労働省は、マイナンバーカードを持たない人に対しては、保険証の代わりとなる資格

確認書を発行する方針を明らかにしている。これまで市町村などの保険者が被保険者に対し、健康保険証を発行し、送付していたものが、資格確認書は被保険者が申請しないと交付されなくなる。また、保険料を払っている人でも申請を失念した場合、医療機関の窓口で資格喪失や無保険扱いになることが懸念される。国民皆保険制度の下で、守られるはずの命と健康を脅かすものであってはならない。

よって、本町議会は、政府に対し、当面の間、現行の健康保険証を存続することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月7日 岩手県住田町議会 議長 佐々木春一。

意見書を提出する機関は、衆議院議長様ほか関係機関であります。

以上、御提案申し上げますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから発委第1号 当面の間現行の健康保険証を存続することを求める意見書を採決します。

発委第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、発委第1号 当面の間現行の健康保険証を存続することを求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 発議第1号

○議長（佐々木春一君） 日程第14、発議第1号 地方自治法改正法案に係る「国の補足的な指示」の慎重審議を求める意見書を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐々木春一君） 提出者の趣旨説明を求めます。

11番、水野正勝君。

〔11番 水野正勝君登壇〕

○11番（水野正勝君） 地方自治法改正法案に係る「国の補足的な指示」の慎重審議を求める意見書について、発議案の朗読をもって趣旨説明をいたします。

地方自治法改正法案に係る「国の補足的な指示」の慎重審議を求める意見書。

昨年末の第33次地方制度調査会の答申を受け、政府は第213回通常国会に地方自治法の改正案を提出した。この改正案では、大規模災害や感染症蔓延など「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」が発生した場合、個別法に規定がなくとも「国の補足的な指示」として、自治体に必要な指示を行うことができるとの特例を設けるとしている。

しかし、「補足的な指示」の要件となる国民の安全に重大な影響を及ぼす事態については、どのような事態を想定しているのか具体的に示されていない。

この地方自治法の改正に対し、全国知事会は「国と地方の対等な関係が損なわれるおそれもある」との声明を発している。

3月1日に閣議決定されて衆議院に提出された改正案は、これらの懸念に一部配慮したものになったものの、全国知事会は「法案上必ずしも明記されていないと考えられる点もある」と指摘し、「国の補足的な指示が地方自治の本旨に反し安易に行使されることがない旨が確実に担保されるよう」求めている。

よって、本町議会は、国と地方自治体の健全な関係を維持、発展させる観点から、政府と国会に対し、「国の補足的な指示」を含む地方自治法の改正法案の審議を急ぐことなく、広く全国の地方自治体関係者の声を聞きながら、丁寧で慎重な議論を尽くされるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月7日 岩手県住田町議会議長 佐々木春一。

意見書を提出する機関は、内閣総理大臣様ほか、関係機関であります。

以上、御提案申し上げますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐々木春一君） 暫時、休憩します。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時43分

○議長（佐々木春一君） 再開します。

これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから発議第1号 地方自治法改正法案に係る「国の補充的な指示」の慎重審議を求める意見書を採決します。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、発議第1号 地方自治法改正法案に係る「国の補充的な指示」の慎重審議を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議員派遣の件

○議長（佐々木春一君） 日程第15、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第120条の規定により、あらかじめお手元に配付いたしました議員派遣一覧表のとおり派遣したいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣一覧表のとおり決定しました。

お諮りします。

ただいま議決した議員派遣の件について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

よって、本件について議員派遣に変更があった場合は、議長に一任いただくことに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木春一君） これで本日の日程は全部終了しました。

第4回住田町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員